小値賀町基幹産業体験型移住ツアー業務委託仕様書

**１．趣旨・目的**

全国的に人口減少が続く中、小値賀町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2045年には1,000人を切ることが予想されている。人口減少問題を背景に、町の基幹産業である一次産業を始め、あらゆる業種での人材が不足しており、町の存続のための担い手確保は喫緊の課題となっている。

一方、全国的には新型コロナウイルス感染症によるリモートワークなどをきっかけに、田園回帰の流れが一層強まっていることから、オンラインによる移住相談やＰＲ等効果的な手法を用いた情報発信を行い、関係人口の増加、そして移住者の増加を図ることで、島の担い手となり得る人材を確保することを目的とする。

**２．業務名**　　小値賀町基幹産業体験型移住ツアー業務委託

**３．業務期間**　契約締結日から令和3年2月28日まで

**４．業務内容**

　　　本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、この事業の目的及び以下の事項を踏まえた内容で、参加者（移住検討者）に本町の魅力をＰＲし、移住候補地として強くアピールするために効果的な移住相談会及び基幹産業体験型移住ツアー（以下「ツアー」という。）を企画し、実施する。

1. 開催時期等

①９月から令和3年１月末までの間で計画的に実施すること。

②ツアーは1泊2日を基本とし、参加者が参加しやすい日程を設定すること。

（２）参加対象者

　　　　　①参加者は、国内に居住している者で、離島への移住に関心がある者を中心に

募集すること。

　　　　　②ツアーの参加者はオンライン移住相談会に参加した者とする。

　　　　　③オンライン上映会の参加者は、100名を目標とする。

　　　　　④オンライン移住相談会の参加者は、20名を目標とする。

　　　　　⑤ツアーの参加者は、10名を目標とする。

（３）回数の設定

　　　　　①オンライン上映会は2回以上実施すること。

　　　　　②オンライン移住相談会は、1回あたりの相談者を1組とすること。回数に制

限は設けない。

　　　　　③ツアーは1回以上実施すること。

（４）企画・内容

　　　①オンライン上映会

　　　　　ⅰ　上映するデータは、昨年小値賀町が作成した基幹産業ＰＲビデオ（約22分）を活用するものとする。尚、データについては、参加表明後決定通知とあわせて、ＤＶＤ等で送付することとする。

　　　　　ⅱ　上映会の参加者選定は行わないが、参加した者の名前・性別・住所・電話番号・メールアドレス・閲覧希望時間等が分かるよう、申込み受付を行うこととする。

　　　　　ⅲ　参加料は無料とする。

　　　　　ⅳ　オンライン上映会の告知は2週間以上前から実施することとし、申込みがあった者へメールで閲覧アドレスを送付することとする。

　　　　　ⅴ　上映会は冒頭の説明や、今後のオンライン移住相談会及びツアーへの参加の流れを説明することとし、全体で120分以内に収めることとする。

②オンライン移住相談会

　　　ⅰ　受託者はRemo、Zoom、WebEX等オンライン上で移住相談が受けられる状態をホストとして構築することとする。

　　　ⅱ　参加料は無料とする。

　　　ⅲ　参加者からの声を聞く状況をつくるため、1回あたりの相談者は3名以内とし、概ね1時間程度とし、町の概要説明、町の魅力発信、移住者の状況、ツアーの案内等を盛り込むこととする。

　　　ⅳ　オンライン移住相談会への参加申込期間は2週間以上を確保することとし、参加希望者には1週間以上前に相談会日時及び参加アドレスをメールで送付することとする。

　　　ⅴ　進行は受託者側で行うこととし、相談者には小値賀町定住支援員を含む2名以上で対応することとする。

　　　ⅵ　当日スムーズな進行ができるよう、参加決定者とは事前に一度受託者がオンラインにてネットワーク及びカメラ・マイク等の確認を行うこと。

　　　③ツアー

　　　ⅰ　参加申込は実施３週間前の〆切を原則とする。

　　　ⅱ　ツアー実施に関しては、旅行業免許を保持する会社に再委託することを可能とする。その際の契約は受託者と旅行会社で締結するものとする。

　　　ⅲ　ツアーは1泊2日を基本とし、民泊を基本とする。

　　　ⅳ　ツアープログラムは、小値賀町、小値賀町定住支援員と連携し、事業の趣旨・目的に適したプログラムにするとともに、より効率的な工程となるようツアーを造成すること。

　　　ⅴ　飲食物の衛生管理を徹底するとともに、参加者の食物アレルギーへの対応を行うこと。

（５）ツアー参加者の募集

　　　①ツアー参加者の募集にあっては、単なる観光目的ではなく移住を検討している方の参加を促すことができるように、独自のノウハウや手法を活用するとともに小値賀町や小値賀町定住支援員等とも連携して効率的かつ効果的に行うこととする。

　　　②ツアー参加者は、原則としてオンライン上映会及びオンライン移住相談会の参加者から選ぶものとするが、小値賀町への移住を既に検討しており、小値賀町定住支援員とも事前相談が済んでいる者については、参加を可能とする。

（６）アンケートの実施、報告等

　　　①ツアー実施後は、参加者にアンケートを行い、結果を取りまとめること。

　　　②アンケートは、ツアー実施による効果を把握するため、前後1回ずつ行う

こと。

　　　③各ツアーの実施状況を記録するため、デジタルカメラによる撮影を行い、電

子データを報告書とあわせて提出すること。

　　　④撮影する写真は、ツアーの実施状況を様々な角度から撮影するものとし、町

のWebサイト、Facebookページ、その他の広報媒体での使用に適したも

のとするように努めること。

　　　⑤参加者に対し、撮影した写真等は町がWebサイト及びその他広報資料等に

おいて使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

（７）不可抗力等によるツアーの中止等

　　　①悪天候、災害の発生、新型コロナウイルスの発生などの不可抗力を事由とし

てツアーを中止した場合、中止に伴って発生した経費は本業務に係る経費と

することができる。

　　　②ツアーの中止により、目標を達成することができないときは、委託費の範囲

内で、オンライン移住相談会の回数を増やすほか、現地での移住相談会開催

など、次年度以降に繋がっていくような仕組みづくりを行うこととする。

　　（８）その他

　　　　　①ツアー実施にあたっては、訪問先との事前打合せ及び現地確認を行い、プロ

グラムの内容、ルート等に危険がないこと並びに必要な安全対策の内容を確

認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。

　　　　　②参加者を対象に旅行保険に加入すること。

**５．業務実施体制等**

　　　受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

　　　①受託者及び町又は訪問先等との各種調整窓口となる業務担当者を配置するこ

と。

　　　②本業務の実施体制を示す実施体制表及び、事故、自然災害など緊急事態が発生し

た場合に備えた危機管理体制、対応方法等について、書面を町に提出すること。

　　　③本業務の実施にあたり、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等を明確にした

書面を町に提出すること。

　　　④参加者等のクレームについて、解決に向けた誠意ある対応をとること。また、そ

の対応の経緯について、速やかに町に報告すること。

　　　⑤本業務を行うにあたり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損

害の賠償の責任を負わなければならない。

**６．業務の実施計画**

　　　契約締結後、受託者は速やかに業務実施計画（実施内容、スケジュール等）を作成し、町の承認を得ること。また業務の実施にあたっては、町と十分協議した上で行うこと。

**７．業務完了後の提出書類等**

　　　受託者は、本業務完了後、遅滞なく町に対して次の書類を提出するものとする。

　　　①実績報告書

　　　②委託業務完了届

**８．支払条件等**

　　　町は、本業務終了後、本業務に係る経費を支払うものとする。

**９．業務の適正な実施に関する事項**

（１）関係法令の遵守

　　　　　受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の関係する法令を遵守すること。

（２）業務の一括再委託の禁止

　　　　　受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に実施するにあたり必要と認められる場合は、町との協議のうえ、業務の一部を委託することができる。なお、その場合において、受託者は、再委託した業務に関する進捗管理を責任をもって行うものとする。

（３）個人情報保護

　　　　　受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、小値賀町個人情報保護条例（平成17年小値賀町条例第15号）、小値賀町個人情報保護条例施行規則（平成17年小値賀町規則第14号）及び小値賀町個人情報保護事務取扱要領（平成17年小値賀町告示第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（４）守秘義務

　　　　受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

（５）暴力団の不当介入における通報等

　　　①受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

　　　　　②受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、町に履行期間の延長変更を請求することができる。

１０．業務の継続が困難となった場合の措置について

　　　受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

（１）受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

　　　　　受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、町は契約の取消しができる。この場合、町に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく等事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

（２）その他の事由により業務の継続が困難となった場合

　　　　　災害その他の不可抗力等、町及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

　　　　　なお、委託期間終了後若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

**１１．受託者の条件**

下記の能力を有すること。

・ウェブサイト構築能力を有していること。（募集申込フォーム作成、オンライン上映会システム構築等）

・オンラインシステムの有料アカウントに登録済であり、ホストとしてWEB会議システムが利用可能な環境にあること。

**１２．その他**

　　　①本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業

務を進めるものとする。

　　　②町は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告を

求め、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿その他の物件を検査若しくは関係者に

質問を行う場合がある。

**１３．問い合わせ先**

小値賀町役場 総務課 企画係　神崎

〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376 番地 1

TEL 0959-56-3111

E-mail soumuka@town.ojika.lg.jp